

施設長 各位

那霸市医師会
会長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛

新型コロナウイルス感染症に係る施設基準等に関する取扱いについて

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「新型コロナウイルス感染症に係る施設基準等に関する取扱いについて」が届いておりますのでご案内申し上げます。

また、関係文書は当会ホームページ（新着情報→新型コロナウイルス感染症関連情報）に掲載しております。

☆ 問合せ先（那霸市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

・・・・・記・・・・・

沖医発第 28号
令和7年4月4日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 平安 明

新型コロナウイルス感染症に係る施設基準等に関する取扱いについて

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、新型コロナウイルス感染症に係る施設基準等に関する取扱いについての通知となっております。

「新型コロナウイルス感染症に係る施設基準等に関する取扱いについて」については、沖縄県医師会報付録7月号38~39ページにてお知らせしたとおり、令和7年3月31日までは、引き続き同様に取り扱うこととされておりました。

当該取扱いの活用状況を鑑み、この期限を令和8年5月31日までとすることとされました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願ひ申し上げます。

記

● 新型コロナウイルス感染症に係る施設基準等に関する取扱いについて

(令和7年3月31日 (日医発第2238号) (保険))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

事務連絡
令和7年3月27日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　　後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る施設基準等に関する取扱いについて

令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症の診療報酬上の取扱い等については、「令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について」（令和6年3月5日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「3月5日事務連絡」という。）によりお示ししているところ。

3月5日事務連絡でお示しした施設基準に係る取扱いのうち、別添3の「1. 令和6年5月31日まで終了時期を延長する施設基準に係る特例について」は、「新型コロナウイルス感染症に係る施設基準等に関する取扱いについて」（令和6年5月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡。）により令和7年3月31日までは、引き続き同様に取り扱うこととしていたところ、当該取扱いの活用状況を鑑み、この期限を令和8年5月31日までとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

（参考）3月5日事務連絡 別添3

「1. 令和6年5月31日まで終了時期を延長する施設基準に係る特例について」

- ① 月平均夜勤時間数等に1割以上の変動があった場合の取扱いについて
 - ア 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は保険医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染し出勤ができないことにより職員が一時的に不足し、入院基本料の施設基準を満たすことができなくなる保険医療機関については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医発0304第2号。以下、「基本診療料の施設基準通知」という。）の第3の1（1）の規定にかかわらず、月平均夜勤時間数については、1割以上の一時的な変動

があった場合においても、報告の対象となった最初の月※から3か月を超えない期間に限り変更の届出を行わなくてもよいものとすること。

※ 令和6年1月の実績に1割以上の変動があった場合、「報告の対象となった最初の月」は1月、「報告の対象となった最初の月から3か月」とは1月から3月の期間を指す。

イ 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は保険医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染し出勤ができないことにより職員が一時的に不足した保険医療機関については、基本診療料の施設基準通知の第3の1（3）及び（4）の規定にかかわらず、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率については、1割以上の一時的な変動があった場合及び暦月で1か月を超える1割以内の一時的な変動があった場合においても、報告の対象となった最初の月※2から3か月を超えない期間に限り変更の届出を行わなくてもよいものとすること。

※2 令和6年1月の実績に1割以上の変動があった場合又は1月及び2月の実績に1割以内の変動があった場合、「報告の対象となった最初の月」は1月、「報告の対象となった最初の月から3か月」とは1月から3月の期間を指す。

ウ アとイと同様の場合、DPC対象病院について、「DPC制度への参加等の手続きについて」（令和4年3月25日保医発0325第4号）の第1の4（2）②に規定する「DPC対象病院の基準を満たさなくなった場合」としての届出を行わなくてもよいものとすること。

エ アからウの届出を行わなくてもよいこととされた保険医療機関においては、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は保険医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染し出勤ができないことにより職員が一時的に不足したことを別紙様式1に記載し、各地方厚生（支）局に報告すること。

オ ア及びイの場合においても、看護要員の労働時間が適切であることが求められることは当然のことであり、例えば、非常勤職員を新たに採用するなど、看護要員の過重労働の防止に配慮すべきである。